

宮代町物品購入等に係る入札結果の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する物品の購入契約及び施設等の維持管理業務委託契約（以下「物品購入等」という。）に係る入札（随意契約に係る見積もりを含む。以下「入札」という。）について、入札結果を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(公表内容)

第2条 入札結果の公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 開札年月日
- (2) 物品購入等の名称
- (3) 物品購入等の場所
- (4) 指名業者名
- (5) 入札経過（全入札業者名及び入札金額）
- (6) 入札結果（落札業者名及び落札金額）

2 前項に規定する事項の公表については、入札終了後、入札結果を入札執行者が町長に報告した後とする。

(公表の制限)

第3条 次のものについては、公表しないものとする。

- (1) 設計額
- (2) 予定価格

(公表方法)

第4条 入札結果等の公表は、宮代町公式ホームページにおいて行うものとする。

(公表期間)

第5条 入札結果等の公表期間については、その入札が執行された日の属する年度、翌年度及び翌々年度とする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。